

平成25年2月15日

参 考 資 料

## 地域活性化総合特別区域の指定について

本日、国から総合特区の指定結果が公表され、本県が申請した「さがみロボット産業特区」が地域活性化総合特区に指定されました。

なお、今回の指定プロセスにおいては、地域活性化総合特区に対して10件の申請があり、「さがみロボット産業特区」を含めて5件が指定されました。

### 1 指定の経過

平成24年9月28日 指定申請

11月22日 総合特別区域評価・調査検討会によるヒアリング対象  
の決定

12月17日 「さがみロボット産業特区」ヒアリング

平成25年2月15日 総合特区の指定

### 2 申請の概要

さがみ縦貫道路沿線地域等（9市2町）を対象地域として地域活性化総合特区を活用し、生活支援ロボットの実用化や普及を促進します。また、ロボットの実証環境の充実に向け、関連企業の集積を進めます。

こうした取組みにより、高齢社会における介護負担の増加や災害時の捜索など、県民が直面する課題の解決を図ることで、産業面から県民の「いのち」を守り、県民生活の安全・安心の確保及び地域経済の活性化を実現します。

9市2町...相模原市、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町及び愛川町

### 3 今後の予定

- ・ 総合特区法に基づき設置される「国と地方の協議会」において、規制の特例措置や財政支援措置等について協議
- ・ 「国と地方の協議会」の結論を踏まえ、国が規制の特例措置、支援措置を制度化
- ・ 規制の特例措置等を活用した事業等を記載した「総合特区計画」を作成
- ・ 国の認定を受けた「総合特区計画」に基づき、事業を実施

（問い合わせ先）

神奈川県商工労働局産業部新産業振興課

課 長 高澤 電話 (045)210-5630（直通）

調整グループ 矢島 電話 (045)210-5636（直通）